

第5号 平成16年12月24日発行

1.不法投棄産業廃棄物の一次撤去開始について

県では、12月6日(月)から県境不法投棄現場からの不法投棄産業廃棄物の一次撤去作業を開始しました。

12月13日から固形廃棄物の運搬に田子共同企業体が参加し、現在は固形廃棄物運搬用天蓋車9台、液状廃棄物運搬用タンクローリー車9台の計18台により、1日当たり約190トン青森市の中間処理施設へ運搬しているところです。

不法投棄産業廃棄物の撤去にあたっては、現地事務所だより(第4号)でお知らせしたとおり、11月に実施した不法投棄物撤去の試行結果を踏まえて修正したマニュアルに基づき、安全性を最優先に進めているところです。撤去の状況等については、現地事務所だより等を通じ、住民の皆様へお知らせしていきますのでよろしくお願いいたします。

①撤去開始日	平成16年12月6日(月)
②今年度の受入先	青森市「青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング(株)」
③収集運搬業者	弘前市「(株)青南エクスプレス」 田子町「田子共同企業体」 (三田建材運輸(株)・金加運輸(有))
④今年度の撤去計画量	一日当たり約190トンの予定
⑤運搬車両台数並びに現場 出発・受入先到着時間	一日当たり18台(固形廃棄物運搬用天蓋車9台、液状廃棄物運搬用タンクローリー車9台) 【現場出発予定時間】 11:00～13:00 【受入先到着予定時間】 14:30頃～17:00頃



固形廃棄物の積込み



液状廃棄物のくみ上げ

2.不法投棄産業廃棄物撤去に当たっての調査結果について

不法投棄産業廃棄物の撤去に当たりましては、11月に実施した試行の際に、作業の安全性を確認するため、次の3項目について調査を行いました。

- ① 運搬車輛の荷台の揮発性有機化合物のガス濃度調査
- ② 中間処理施設周辺の水質調査
- ③ 不法投棄産業廃棄物を中間処理した際の排ガス測定

このうち、①については現地事務所だより第4号でお知らせしたとおり、運搬中のガス漏えい、ガス爆発の危険は無いということをお知らせしたところです。②については、大気汚染防止法で定める排出基準を下回っており、③については環境基本法に定める環境基準を下回っていましたので、住民の皆様にお知らせします。

3.周辺環境等モニタリング調査結果について

10月19日に19ヶ所(不法投棄現場内6ヶ所、周辺環境水13ヶ所)の水質モニタリング調査を行いました。これまでの調査と同様に、不法投棄現場内の排水で一ヶ所、排水基準を超える値が検出された項目(ジクロロメタン、ベンゼン、ホウ素)がありましたが、周辺地下水並びに周辺環境水はすべて環境基準値を下回る結果となりました。

4.ヒヤリ・ハット「ワークショップ」について

道路を通行中、思わぬ危険に遭遇し「ヒヤリとした」とか「はっとした」という経験をお持ちの方は多いのではないのでしょうか。

現在、ヒヤリ・ハット「ワークショップ」と題した会合が田子町で行われております。このワークショップは八戸県土整備事務所が中心になり、不法投棄物の運搬車両の通行ルートである、国道104号線、田子・二戸線、道前・浄法寺線の沿線において、「ヒヤリとした」「ハットした」ことがある危険箇所を地図に落とし、今後、危険箇所の改善を図っていく上で役立てていこうというもので、地区毎に3グループに分かれ、沿道地区住民代表、町役場、警察署、消防署、通学・安全指導員、運送事業者をメンバーに構成されています。このワークショップは平成16年度内に5回の会合が予定されており、実際に道路の調査等を行いながら、年度内には危険箇所が記載された地図が作成される予定です。



熱心に話し合うワークショップメンバー

県境産廃不法投棄対策事案の環境再生に向けた取り組みについては、青森県県境再生対策室ホームページで詳しく紹介しています。

メールアドレスは「<http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>」です。

どうぞご利用ください。

[トップページへ](#)▶